

岡崎市監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の13において準用する第252条の11第4項及び岡崎市監査基準第4条第1項第4号の規定により実施した共同設置機関の監査の結果は、別紙のとおりである。

令和4年4月27日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	小木曾	智 洋
同	鈴 木	英 樹

共同設置機関の監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第252条の13において準用する第252条の11第4項及び岡崎市監査基準第4条第1項第4号の規定により実施する監査

2 監査の対象

消防本部 共同通信課

3 監査の実施期間

令和3年11月29日～令和4年4月27日

4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 監査の着眼点

普通地方公共団体が共同設置する内部組織の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、消防長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。